

令和8年度 「しがの学び・居場所の保障プラン」に係る不登校支援事業概要

参考資料3

NO	事業名	事業概要
1	心の教育相談センター事業	<p>不登校や行きしぶりについて、幼児、児童生徒、保護者や担当教員に対し、来所や電話による相談事業。</p> <p>○相談期間：令和7年4月7日から令和8年3月19日（土・日・祝日・年末年始等を除く） ○相談時間：10:30～12:30、13:30～17:30</p>
2	SNSを活用した子どもと親の悩み相談事業	<p>様々な悩みを抱える子ども（県在住・通学の小中学生、高校生等）や保護者に対し、LINEを活用した相談事業。</p> <p>○相談時間：16時から24時 相談員を増員（16時から22時を3人、4回線、22時から24時までを2人、2回線で対応） 夏休み・冬休み・春休みのうちそれぞれ2週間は、主に子ども若者を対象とした相談時間（12時から16時）を拡充。</p>
3	「届ける家庭教育支援」地域活性化事業	<p>学びの場や相談の場など出向くことが難しい家庭を訪問して支援を届け、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支えるアウトリーチ型の家庭教育支援活動。</p> <p>これまでから支援に関わってきたSSWSV等、家庭や子どもの状況を的確に把握し、多角的な視点からの支援ネットワークづくりの手法と力を持ち合わせた者を「家庭教育支援アドバイザー」として各市町に派遣するとともに、実践事例集を活用し、各地域の実情に応じた手法で、家庭教育支援チームを中心とした「届ける家庭支援」の持続可能な取組が進むよう支援する。</p>
4	不登校児童生徒を持つ保護者交流会・相談会	<p>行きしぶりや不登校の状態にある子どもを持つ保護者同士の情報交換の場や、不登校の子どもを持った経験のある保護者の話を聞く等交流の場を提供し、保護者や子どもが抱える課題、不安に対し個別相談会も設けることで保護者の負担を軽減し、心身の健康維持を図る。</p> <p>また、誰にでも起こりうる不登校について学識経験者等にも講演いただき、社会的な不登校の理解促進も目指す。</p> <p>○開催回数 年3回（北部・中部・南部で実施予定） ○内 容 講演会、保護者交流会、（希望者のみ）個別相談会</p>
5	医師から学ぶ医療的知識研修	<p>子どもを支える保護者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員、民間施設・福祉関係者等を対象に、医療的基礎知識の習得に向けた研修を実施し、不登校をはじめとした多様な状況にある子ども一人ひとりにあった支援につなげる。</p> <p>○講義内容 （1）支援者等向け（各60分程度）※①のみ70分程度 ① 不登校の背景にある発達障害とその特性 ② 子どもの過敏性とその特性 ③ 不安症 （2）保護者等向け（各20分程度） ① 子どもの言動とその背景 ② 子どもの過敏性とその特性 ③ 不安症</p>

6	【新】不登校の子どもへの支援に向けたアセスメント力向上研修	<p>行きしぶりや不登校の状態にある子どもの要因・背景等を的確に把握し、個別最適な支援につなげるため、教職員等を対象にアセスメント力向上を目指した研修を実施し、不登校の長期化防止、早期対応を目指す。</p> <p>(1) 基礎研修(講義)  ①BPSモデルに基づくアセスメント手法研修  ②子どもの背景要因の把握に向けた傾聴スキル研修</p> <p>(2) 実践指導研修  希望する学校(国公立20校)を対象に、有識者が適切なアセスメントの進め方等について個別に助言・指導を行う。</p>
7	スクールソーシャルワーカー(SSW)活用事業	<p>不登校等の課題の大きい小学校に福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高める。  スクールソーシャルワーカーの配置時間数を段階的に増やし、支援の充実を図っていく。</p>
8	スクールカウンセラー(SC)活用事業	<p>専門的な知識をもつ公認心理師や臨床心理士等を小中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に配置するとともに、中学校区内の小学校に派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教員への指導・助言にあたる。  段階的に配置を拡充し、支援の充実を図っていく。</p>
9	1人1台端末を活用した「心の健康観察」推進事業	<p>ICTツールを活用し、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や援助要請などを学校が把握し、問題が深刻化する前に教職員が緊密に連携しチームで支援を行う。  全ての県立高等学校(通信制過程を除く)で実施するとともに、各市町における1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入を推進する。</p> <p>(参考) R7年度 10市町、県立学校(51校)で実施</p>
10	校内教育支援センター支援員配置事業	<p>校内教育支援センターの支援員を配置する市町に対し国が補助する。</p> <p>(参考) 11市町が国の補助金申請</p>
11	オンラインを活用した不登校支援事業	<p>市町立学校の不登校児童生徒に対して、オンライン会議ツールを活用し、心理的安全性の高い他者とのつながりの場を構築する。  また、参加者に対して臨床心理士や公認心理士等の専門家によるソーシャルスキルや自己肯定感を高めるプログラムを実施し、社会的自立のための支援を行う。</p>
12	子どもの居場所づくり支援体制強化事業	<p>事業推進員を配置し、地域特性に応じた居場所の立ち上げ支援、居場所における多機能化の促進、支援者や運営者へ伴走支援を行う。  ※「事業推進員」を県社会福祉協議会、困難を抱える子どもの支援に知見のある任意団体に配置し次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性に応じた居場所の立ち上げ支援</li> <li>・居場所における体験の提供等の提供支援</li> <li>・各地域で個々居場所の利用調整等に携われる職員、居場所の運営等に対する個別相談、伴走支援</li> </ul>
13	フリースクール等民間施設利用者支援事業費補助金	<p>不登校の子どもが学校外における多様な学びの場・居場所を確保し、子どもの生きる力を育むため、民間施設利用料の助成を行う市町に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県補助先：市町</li> <li>○補助対象経費：フリースクール等民間施設の利用者が支払う授業料に対して市町が補助する額</li> <li>○県補助率：1/2</li> <li>○県補助上限額：子ども1人あたり月額5,000円</li> </ul>

14	【新】不登校等の子ども相談支援強化事業	<p>不登校やひきこもりの子どもとその保護者を対象に相談援助・居場所づくり等について、市町域を超えて広域的な取組を実施する法人格を有する民間団体に対し補助金を交付。</p> <p>○実施方法：県が公募により補助先を決定。 ○事業の内容 （1）必須事業（補助額：上限150万円 補助率：10/10） ①相談援助 ②居場所づくり（遊びや食事の提供など様々な体験活動等を通じて、子どもの自己肯定感の向上、社会とのつながり回復等を図る） （2）任意事業（補助額：上限50万円 補助率：10/10） ③アウトリーチ支援（支援につながっていない子どもや保護者へ訪問支援し、必要に応じて支援機関等につなぐ） ④送迎支援（①～③の事業において、子どもの送迎を実施する）</p>
15	SSW活用事業（アウトリーチ支援等関係）	<p>不登校等の課題の大きい小学校に福祉に関する専門的知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、子ども支援の充実を図るとともに教員の実践力を高める。 既存のスクールソーシャルワーカー活用事業を拡充し、ケース会議への参画や教職員への助言等を通して、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援に係る取組の充実を図る。</p>
16	多様な学びの場・居場所等情報提供事業	<p>行きしぶりや不登校の状態にある子ども・保護者への相談支援として、県内の学びの場や居場所に関する民間施設、親の会、公的支援機関などの情報を「滋賀の多様な居場所・学びの場」電子版リーフレットとして県HPに掲載、保護者等へ提供することで、学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない不登校児童生徒を支援につなげる。 今年度は、令和6年度に作成（令和7年度更新）した電子版リーフレットの情報更新を行う。</p>
17	しがの学びの保障・居場所の確保推進協議会の設置	<p>「しがの学びと居場所の保障プラン」に基づく施策の進捗確認・検証や施策の更なる発展に向け、有識者等から意見を聴取するため設置。</p> <p>○開催回数 2回（予定） ○開催時期 第1回 6月、第2回 11月（予定）</p>